



新潟県公報

令和2（2020）年
3月3日（火）
第84号

目次

告 示	
○道路の供用開始	169
公 告	
○令和2（2020）年度前期技能検定試験の実施	169
○令和2（2020）年度随時技能検定試験の実施	172
○県営土地改良事業に係る換地処分	174
○土地区画整理組合理事の就任	175
○都市計画事業の施行	175
○同	175
○同	176

告 示

新潟県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、新潟県県土整備部道路保全課において、令和2（2020）年3月3日から同年4月1日まで一般の縦覧に供する。

令和2（2020）年3月3日

新潟県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
175	一般県道 山形寺岡線	佐野市赤見町1246-2から 佐野市赤見町1455地先まで	令和2（2020）年 3月4日

（道路保全課）

公 告

○令和2（2020）年度前期技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項及び第46条第2項の規定により、令和2（2020）年度前期技能検定試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和2（2020）年3月3日

新潟県知事 福田 富一

1 実施する検定職種及び等級

(1) 1級及び2級

造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金

作業)、めっき(電気めっき作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(変圧器組立て作業及び配電盤・制御盤組立て作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、光学機器製造(光学ガラス研磨作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、石材施工(石張り作業)、酒造(清酒製造作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業)、写真(肖像写真デジタル作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)ただし、めっき(電気めっき作業)、酒造(清酒製造作業)及びサッシ施工(ビル用サッシ施工作業)にあつては、学科試験のみ実施する。

(2) 3級

造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業)、めっき(電気めっき作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、舞台機構調整(音響機構調整作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

ただし、めっき(電気めっき作業)、機械検査(機械検査作業)にあつては、学科試験のみ実施する。

(3) 単一等級

路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカ工事作業)

(4) 等級区分等

技能検定は、上記のように1の(1)については1級及び2級に区分し、1の(2)については3級とし、1の(3)については等級に区分しない単一等級で実施し、実技試験及び学科試験によって行う。

2 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに18,200円

(ただし、別に知事が指定する者にあつては、3,100円以上12,100円以内とする。)

イ 実施期日

3級については令和2(2020)年6月8日(月)から同年8月9日(日)までの間において、1級、2級及び単一等級については同年6月8日(月)から同年9月13日(日)までの間において、それぞれ栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

エ 問題の公表

あらかじめ令和2(2020)年6月1日(月)に栃木県職業能力開発協会にて公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに3,100円とする。

イ 実施期日

検定職種ごとに次のとおりとする。

検 定 職 種 (作 業)	実 施 期 日
3級 造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業)、めっき(電気めっき作業)、機械検査(機械検査作業)、	令和2(2020)年7月12日(日)

電子機器組立て(電子機器組立て作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、舞台機構調整(音響機構調整作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)	
1、2級 造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、光学機器製造(光学ガラス研磨作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、とび(とび作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)及び塗装(建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業)	令和2(2020)年 8月23日(日)
1、2級 機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、めっき(電気めっき作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、左官(左官作業)、畳製作(畳製作作業)及び内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業)	令和2(2020)年 8月30日(日)
1、2級 写真(肖像写真デジタル作業)	令和2(2020)年 9月2日(水)
1、2級 鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業)、放電加工(数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、電気機器組立て(変圧器組立て作業及び配電盤・制御盤組立て作業)、石材施工(石張り作業)、タイル張り(タイル張り作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、表装(壁装作業)、酒造(清酒製造作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業) 単一等級 路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカー工事作業)	令和2(2020)年 9月6日(日)

3 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出先

栃木県職業能力開発協会

〒320-0032 栃木県宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館

電話 028-643-7002

(3) 受付期間

令和2(2020)年4月6日(月)から同月17日(金)まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、栃木県職業能力開発協会に交付する。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
なお、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。
また、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ 1に掲げる検定職種以外の検定職種であっても、その検定職種について実技試験及び学科試験の免除資格を有する者は、その職種について受検申請ができる。

4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（2の(1)アの額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を栃木県職業能力開発協会が指定する金融機関に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合においても手数料は返還しない。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

ア 合格発表日

3級 令和2(2020)年8月28日(金)

1、2級及び単一等級 令和2(2020)年10月2日(金)

イ 発表方法

技能検定合格者の受検番号を、3級は令和2(2020)年8月28日(金)付け、1、2級及び単一等級は同年10月2日(金)付け合格者に対し通知するとともに、栃木県庁屋外掲示場に掲示する。なお、栃木県のホームページにも合格者の受検番号を掲載する。

ホームページアドレス <http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/shokunou/ginoukentei.html>

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、栃木県職業能力開発協会が、3級は令和2(2020)年8月28日(金)付け、1、2級及び単一等級は同年10月2日(金)付けで合格者に対し通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には栃木県知事名の合格証書が交付される。

また、技能検定合格者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

(4) 栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）に基づき、合格発表の日から1か月間、試験の得点を開示する。希望する場合は、免許証等本人を確認できるものと受検票又は合格通知を持参すること（受検者本人に限る。代理人は不可）。電話による開示には、応じられない。

開示実施場所 労働政策課

6 その他

技能検定について不明な点は、栃木県産業労働観光部労働政策課（電話 028-623-3238）又は栃木県職業能力開発協会（電話 028-643-7002）に問い合わせること。

○令和2(2020)年度随時技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項及び第46条第2項の規定により、令和2(2020)年度随時技能検定試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和2(2020)年3月3日

栃木県知事 福田 富一

1 実施する検定職種及び等級

(1) 随時2級

さく井（パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業及び非鉄金属鑄物鑄造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、冷凍空

気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、石材施工(石材加工作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)及び塗装(建築塗装作業)

(2) 随時3級

さく井(パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業及び非鉄金属鑄物鑄造作業)、鍛造(プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

(3) 基礎級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

(4) 技能検定試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

2 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに18,200円とする。

イ 実施期日

令和2(2020)年4月1日(水)から令和3(2021)年3月31日(水)までの間において、栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

エ 問題の公表

あらかじめ、栃木県職業能力開発協会から受検申請者に公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに3,100円とする。

イ 実施期日

令和2(2020)年4月1日(水)から令和3(2021)年3月31日(水)までの間において、栃木県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

3 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出先

栃木県職業能力開発協会

〒320-0032 栃木県宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館

電話 028-643-7002

(3) 受付期間

随時受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙は、栃木県職業能力開発協会に交付する。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

なお、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。また、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額(18,200円)及び学科試験の手数料の額(3,100円)を栃木県職業能力開発協会が指定する金融機関に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合においても手数料は返還しない。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者には、書面で通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、栃木県職業能力開発協会が合格者に対し書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書の交付

技能検定の合格者には、栃木県知事名の合格証書が交付される。

また、随時2級及び随時3級の技能検定合格者には、厚生労働大臣から技能士章が交付される。

6 その他

随時2級、随時3級及び基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用するものである。なお、技能検定について不明な点は、栃木県産業労働観光部労働政策課(電話028-623-3238)又は栃木県職業能力開発協会(電話028-643-7002)に問い合わせること。

(労働政策課)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、県営佐川南地区土地改良(区画整理)事業内の土地について次のとおり換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和2(2020)年3月3日

栃木県知事 福田 富一

1 換地処分の年月日

令和2(2020)年2月20日

2 換地処分の内容

令和元(2019)年12月27日付け栃木県告示第439号で公告した換地計画のとおり。

(農地整備課)

○土地区画整理組合理事の就任

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事について就任した旨の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

令和2(2020)年3月3日

栃木県知事 福田 富一

土地区画整理組合名	氏名	住所	届出年月日
真岡市長田土地区画整理組合	稲川 一男	真岡市長田二丁目20番地1	令和2(2020)年2月25日
	木下 徳義	真岡市下大沼一丁目7番地10	
	篠崎 和雄	真岡市上大沼111番地	
	鈴木 茂	真岡市長田二丁目1番地30	

(都市計画課)

○都市計画事業の施行

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

令和2(2020)年3月3日

栃木県知事 福田 富一

1 都市計画事業の種類及び名称

宇都宮都市計画道路事業3・4・502号祖母井中央通り

2 施行者の名称

栃木県

3 事務所の所在地

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

○都市計画事業の施行

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

令和2(2020)年3月3日

栃木県知事 福田 富一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
足利佐野都市計画道路事業3・4・1号前橋水戸線及び3・4・201号高砂植下線
- 2 施行者の名称
栃木県
- 3 事務所の所在地
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

○都市計画事業の施行

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

令和2(2020)年3月3日

栃木県知事 福田 富一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
日光都市計画道路事業3・4・20号平町東町線、3・4・25号下今市駅前線及び3・5・7号今市宇都宮線
- 2 施行者の名称
栃木県
- 3 事務所 の所在地
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

(都市整備課)